

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委 託 業 務 名	大津市基本健康診査・保健指導業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市内
概 要	40 歳以上の生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援給付を受けている者に対し、基本健康診査・保健指導を行う。
契 約 期 間	令和 7 年 6 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで (基本健康診査のみ委託の場合は令和 8 年 1 月 31 日まで)
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 日
契 約 金 額	基本項目 1 件につき 8,699 円 追加健診 1 件につき 640 円 詳細項目 貧血検査 (75 歳以上) 1 件につき 644 円 貧血検査 (75 歳未満) 1 件につき 231 円 心電図検査 1 件につき 1,430 円 眼底検査 1 件につき 3,812 円 保健指導 1 件につき 7,543 円 眼底検査実施機関による眼底検査 1 件につき 3,812 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名 称〕公益社団法人大津市医師会 〔所在地〕大津市長等一丁目 1 番 3 5 号 〔名 称〕大津赤十字病院 〔所在地〕大津市富士見台 1 6 番 1 号 〔名 称〕独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 〔所在地〕大津市和邇中 2 9 8 番地 〔名 称〕大津赤十字志賀病院 〔所在地〕大津市本宮二丁目 9 番 9 号 〔名 称〕地方独立行政法人市立大津市民病院
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	市民がより身近な医療機関で健診等が受けられる体制に対応できるのは、市内医療機関の管理者 (医師) 等が加入する公益社団法人大津市医師会及び上記 4 病院だけであるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(様式第 2 号)

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。